

令和7年2月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年2月10日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

| | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 芹口 民雄 | 2番 | 下田 修一 | 3番 | 野尻 範仁 |
| 4番 | 宇藤 信喜 | 5番 | 後藤 則和 | 6番 | 本田 逸雄 |
| 7番 | 甲斐 幸一 | 8番 | 二子石富士夫 | 9番 | 大西 六三 |
| 10番 | 谷川 春水 | 11番 | 高崎 堅誌 | 12番 | 三森 伸治 |
| 13番 | 安藤 吉孝 | 14番 | 山村 珠美 | | |

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【一般】

第3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画（案）の承認について

【特例事業】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 令和6年度第11回高森町農業委員会総会を開会いたします。
農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席で総会成立となっております。

本日は、14名中、全委員14名が出席されております。
それでは、高崎会長、御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。
この寒い中、本総会に御出席いただき、ありがとうございます。
さて、先月の30日、玉名市で最適化推進グループ研修会がありました。

出席された方々は、遅くまでありがとうございました。
お疲れ様でした。

毎日、記録的な寒さが続いております。

体調にも気を付けられて、風邪などひかぬようお過ごしください。

また、こういう寒が強い年は、豊作の年とか昔から言われていますので、そのような年になればいいなと思っております。

それと、もう一つ、先週の4日の日に、高森で阿蘇郡市の女性農業委員の意見交換会というのがありました。

午後からは、人吉球磨地方の球磨郡市の女性農業委員の方がいらっしゃいまして、意見交換会がありました。

いろいろ、活発な意見が出ましたが、その中で感じたのは、これからは、農業委員会も多くの女性の方々に入っていただき、新しい女性の視点から見た意見を取り入れ、農業委員会活動にも携わってもらえば、農業委員会の改革へと繋がっていくのではないかと、思いました。

高森も、皆さん地域推薦で選出されておられますが、これからは一人でも多くの女性の方を選出していただき、高森町の農業委員会の改革ができたらいいのではないかと感じました。

さて、今日の議案ですが、審議議案は何もありません。報告と承認となっております。

終わった後に、非農地判定もありますので、最後までよろしくお願いたします。お疲れ様です。

事務局 それでは、議事の進行を、会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、高崎会長に議長をよろしくお願いたします。

議長 「議第50号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和7年2月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 議事録署名委員の指名に関する件。
このことについて、こちらから指名ということになっておりますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、今回は9番委員、10番委員をお願いします。

「報告第13号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について。〔合意解約〕
【一般】
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和7年2月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは小作の合意解約ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。
4ページをお開きください。借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、登記面積は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意による解約です。
補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは報告ですので、次に移ります。

「議第51号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画(案)の承認について。【特例事業】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年2月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これも事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務局から説明します。

6ページをお開きください。本案件は、農用区域内の農地を担い手に売買する場合、担い手の面積要件を満たす必要がありますが、売られる方は800万円の税の特別控除があり、農地を取得される方の不動産取得税の特例措置がある事業です。

番号1です。

譲渡人、農業公社、譲受人、土地の所在地、現況地目、面積等はここに記載してあるとおりです。

今回で、この手続については終了です。

補足資料は、5ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってあるところの筆です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案は承認いたします。これで審議は終わります。

今回は事務局の報告と承認なのですぐ終わりましたが、次回は多いかもしれません。

次回は、任期最後の総会です。またよろしく願いいたします。

今日はお疲れさまでした。